

豊田市SDGs認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「豊田市SDGs認証制度」(以下「認証制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証制度の趣旨)

第2条 認証制度は、SDGsの達成に取り組む市内事業者の活動を評価し、及び認証して支援を実施することで、更なるSDGsの取組推進を促すとともに、中長期的に持続可能な地域社会の実現及び産業の持続的発展を図るものとする。

(申請者の要件)

第3条 豊田市SDGs認証(以下「認証」という。)を受けることができる事業者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者

ア 市内に本社、本店、支店、営業所等の事業所を有し、市内において事業を営む者であって、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に規定する会社

(イ) 個人事業主

(ウ) 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第2条に規定する信用金庫

(エ) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第5項に規定する相互会社

イ 豊田市働きやすい職場づくり推進事業所 確認・公表制度における確認完了通知を受けた者であること。ただし、常時雇用する従業員がいない場合は、この限りでない。

ウ 本市市税の滞納又は未申告がないこと。

エ 次条に規定する申請書の提出を行った日から起算して過去5年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者でないこと。

オ 申請者、申請者の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年

法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員 (暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)

(エ) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

カ その他公序良俗に反し、又は社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(2) 本制度の趣旨に照らして認証の対象とすることが適当であると市長が特別に認める者

(認証の申請)

第 4 条 申請者は、市長が定める期間内に、電子申請・届出システムより次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 豊田市 S D G s 認証申請書 (基本情報) (様式第 1 号)

(2) 豊田市 S D G s 認証申請書 (認証チェックシート) (様式第 2 号)

(3) 豊田市 S D G s 認証申請書 (今後の重点目標) (様式第 3 号)

(申請書の審査)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったとき、審査を行うものとする。

2 市長は、申請書の審査を第三者機関に外部委託することができる。

(有識者会議への諮問)

第 6 条 市長は、学識経験者等からなる豊田市 S D G s 認証有識者会議 (以下「会議」という。) を設置し、市又は第三者機関による審査結果について諮問するものとする。

(認証の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による会議への諮問の結果を踏まえ、認証の可否及び次項に定める等級を決定するものとする。

2 認証の等級は次に掲げるものとし、等級ごとに認証の基準を設けるものとする。なお、各認証等級については、プロモーション上の呼称を設けることができる。

(1) 最上位認証

(2) 上位認証

(3) 認証

(認証の通知)

第 8 条 市長は、認証の可否及び等級を決定したときは、評価結果通知書（様式第 4 号）によりその結果を通知するものとする。

(認証書の交付)

第 9 条 市長は、認証を決定した事業者（以下「認証事業者」という。）に認証書（様式第 5 号）を交付するものとする。

(認証の期間)

第 10 条 認証の有効期間は、前条の規定により認証書を交付した日（以下「交付日」という。）から 2 年を経過した日以後の最初の 3 月 31 日までとする。

(認証の更新)

- 第 11 条 認証事業者は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、市長が定める期間内に、別に定める申請書を提出するものとする。
- 2 更新の可否に係る申請者の要件及び事務手続は、第 4 条から第 7 条までの規定を準用する。
 - 3 認証事業者が、認証の有効期間中により上位の認証取得を目指して再度申請をすることは妨げない。

(進捗状況の報告)

第 12 条 認証事業者は、認証に係る取組の進捗状況を、別に定める方式によって市長に報告するものとする。

(法令違反の報告)

- 第 13 条 認証事業者は、その事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反の疑いにより、書類送検、行政処分、起訴その他これらに類する措置を受けたときは、速やかに市長へ報告しなければならない。
- 2 認証事業者は、前項の事案について最終的な処分又は判断がなされたときは、その結果を速やかに市長へ報告しなければならない。
 - 3 市長は、必要があると認めるときは、当該事案に関する資料の提出その他必要な報告を求めることができる。

(認証の変更)

第 14 条 認証事業者は、認証又は認証の更新の決定に影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするときは、豊田市 S D G s 認証変更申請書（様式第 6

号)を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、より上位の認証等級の取得を目指す場合は、第4条の規定による申請を行うものとする。

- 2 市長は、当該変更内容に応じて認証事業者の認証等級を変更することができる。

(調査等)

第15条 市及び第5条の規定により審査を委託された機関は、認証及び認証の更新並びに認証の変更に当たって、申請者に対して現地調査を行い、又は事実の説明若しくは追加の資料提出(以下「調査等」という。)を求めることができる。

(認証の辞退)

第16条 認証事業者は、当該認証を辞退しようとする場合には、豊田市SDGs認証辞退届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(認証の取り消し)

第17条 市長は、認証事業者が次の各号に該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により認証を受けたことが判明したとき。
- (3) 第12条又は第13条に規定する報告を行わなかったとき。
- (4) 第14条に規定する変更により、認証の基準を満たさなくなったとき。
- (5) 第15条に規定する調査等を拒否したとき。
- (6) そのほか、認証事業者として適当でないと認められるとき。

(認証事業者への支援)

第18条 認証事業者は、第10条に規定する期間において、毎年度の本市予算の範囲内で次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 認証事業者は、各認証等級のロゴマークを無償で使用し、認証事業者としてPRすることができる。ただし、ロゴマークの使用及びPRは、第2条に規定する趣旨に沿った取組に限る。
- (2) 認証事業者は、各社の取組実績などについて、豊田市等のホームページ等を活用したPRを行うことができる。
- (3) 前2号のほか、市長は認証事業者に対して必要と認める支援を行うものとする。

(損害賠償)

第 19 条 この要綱に基づく認証、認証事業者に対する支援又は認証の取消により認証事業者に生じた損害に対し、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

2 この要綱に基づく認証及び認証事業者に対する支援は、認証事業者の製品及びサービスについて市が第三者に対して保証、推奨又は奨励等を行うものではなく、認証事業者の製品及びサービス等により第三者に生じた損害に対し、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 6 年 3 月 31 日以前に認証を受けた事業者に対しては、第 3 条第 1 号イの規定は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 8 年 8 月 31 日以前に認証を受けた事業者に対しては、第 13 条の規定は適用しないものとする。